５．公共料金などの割引、減免について

（１）ＪＲ運賃の割引制度

【担当】ＪＲ東室蘭駅　TEL 44-5716
またはＪＲの各窓口へ

■内容
■対象

身体障がいのある人および知的障がいのある人は、ＪＲ線について次の割引が適用となります。

利用区分	種類	割引率	取扱区間
第１種（介護者同伴）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	５割 （介護者も同じ）	全区間
第１種（単独で利用） 第２種（単独で利用）	普通乗車券	５割	ＪＲ、連絡社線の片道100km を超える区間
第２種（介護者同伴で本人が１２歳未満の場合のみ）	定期乗車券（通学定期に限る）	５割	全区間

＜第１種・第２種について＞　身体障害者手帳、療育手帳のそれぞれの「旅客鉄道（株）旅客運賃減額」欄に、第１種または第２種と記載されています。
※私鉄の割引はＪＲに準じていますが、各窓口で確認してください。

■手続き

駅の窓口に手帳を提示して乗車券を購入してください。

（２）民営バス（道南バス）割引制度

【担当】道南バス株式会社　TEL 45-2131

■内容
■対象

身体障がいのある人および知的障がいのある人が民営バス（道南バス）を利用する場合に運賃が割引されます。

利用区分	割引内容
身体障害者手帳または療育手帳の第１種の人 身体障害者手帳または療育手帳の第２種の人（１２歳以下）	本人および介護者１人 ５０％の割引
身体障害者手帳または療育手帳の第２種の人	本人のみ５０％の割引

※道南バス以外を利用される場合は、あらかじめ各バス会社におたずねください。

■手続き

乗車券購入および降車の際に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

（３）フェリー運賃の割引制度

【担当】各フェリー会社へ

■内容
■対象

フェリーに乗船する際の運賃が割引になります。ただしフェリー会社により割引範囲が異なります。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

（４）国内航空運賃の割引制度

【担当】各航空会社の航空券販売窓口へ

■内容
■対象

定期航空路線の国内線を利用する場合に割引が受けられます。
割引内容は、障害手帳の種類によって、航空会社ごとに対象者が異なりますので、航空券販売窓口や旅行代理店などにご確認ください。

（５）重度心身障害者タクシー料金助成

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の重度心身障がいのある人が通院および会合、訪問など外出するためにタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成するため利用券の交付を行っています。
■対象	①療育手帳Ａの人 ②身体障害者手帳第１種で１級～３級までの視覚、両下肢、体幹機能障がいの人 ③身体障害者手帳第１種で１級の内部障がいのある６０歳以上の人 ④精神障害者保健福祉手帳１級の人
■手続き	新規の人のみ手続きが必要になります。 （二年目以降は自動更新となり、自宅に送付します） 詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】障害者手帳、印鑑（代筆もしくは代理人が手続きする場合のみ）

（６）タクシー運賃の割引制度

【担当】各タクシー会社へお問い合わせください

■内容	タクシー料金が１０％割引になります。
■対象	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人
■手続き	降車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

（７）有料道路における通行料金割引制度

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155
NEXCO 東日本お客さまセンター　TEL 0570-024-024

■内容	有料道路の通行料金が半額になります。
■対象	①身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａの人 ②身体障害者手帳の第２種の人（障がいのある人が運転する場合に限ります。） ※営業用車両などでの手続きはできません。
■手続き	事前に登録手続きが必要です。 【必要なもの】 ①身体障害者手帳第１種の人または療育手帳Ａの人 身体障害者手帳または療育手帳、車検証 ②身体障害者手帳第２種の人（本人運転に限ります。） 身体障害者手帳、車検証（本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族などの名義）、本人の運転免許証 ※ＥＴＣをご利用になる場合は、上記のほかに障がい者本人の名義（１８歳未満の人は、保護者名義でも可）のＥＴＣカード、車載機セットアップ申込書・証明書をご持参ください。 ※車両の限定をせずに手続きをすることがが可能です。この場合、車検証をご用意いただく必要はありません。ただし、ＥＴＣを利用した割引は受けられません。ＥＴＣを利用する方は、車検証をご持参の上、車両を登録する必要があります。 【オンライン手続き】 インターネット上で申請をすることができます。オンライン手続きをする場合は窓口へお越しいただく必要はありません。詳細は、以下のＵＲＬを参照してください。 https://www.expressway-discount.jp

（８）ＮＨＫ放送受信料免除制度

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155
ＮＨＫ北海道中央営業センター　TEL 011-232-4021

■内容	ＮＨＫ放送受信料の全額または半額が免除されます。
■対象	＜全額免除＞ 身体障害者手帳をお持ちの人、療育手帳をお持ちの人（療育手帳に準ずる障がいのある人）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が世帯構成員であり、世帯全員の人が市町村民税（住民税）非課税の場合。 ＜半額免除＞ 視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人および重度の障がい（身体障害者手帳１～２級、重度の知的障がいと判定された人、精神障害者保健福祉手帳１級）のある人が世帯主で受信契約者の場合。
■手続き	障害福祉課で証明書の申請を行い、ＮＨＫ北海道中央営業センターへ郵送してください。 【必要なもの】障害者手帳、印鑑

（９）ＮＴＴの「電話番号案内料」の免除制度

【担当】ＮＴＴ東日本ふれあい案内担当　フリーダイヤル 0120-104-174

■内容	目や上肢などがご不自由な人、知的障がいや精神障がいを有している人で、次の人につきましては、申請により無料で番号案内を利用できます。 ＮＴＴ１０４番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号など）と暗証番号を申し出ることにより無料となります。
■対象	①身体障害者手帳の交付を受けている人 ・視覚障害　１～６級 ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級 ・聴覚障害　２級、３級、４級、６級 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　３級、４級 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※他に、戦傷病者手帳をお持ちの一部の人も対象になります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 ※受付時間：午前９時～午後５時（土、日、祝、年末年始（12/29～1/3）を除く） URL）https://web116.jp/phone/numguide/

（１０）携帯電話の基本使用料などの割引

【担当】各携帯会社のお客様センターなどへ

■内容	携帯電話の基本使用料などが割引となります。 （各携帯会社により、割引内容などが異なります。）
■対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
■手続き	各携帯会社のお客様センターなどに直接お問い合わせください。

（１１）呼吸器機能障害者への電気料助成

【担当】北海道庁 保健福祉部 健康安全局地域保健課 手当支給係
TEL 011-231-4111（内線 25-523、25-524、25-525）

■内容 ■対象	在宅酸素療法などを行っている低肺機能患者の経済的負担を軽減するため、酸素濃縮器などの使用の際に負担している電気料金の一部を助成します。

（１２）水道料金および下水道使用料の減免

【担当】室蘭市水道部 料金課 料金係　TEL 44-6118

■内容	重度の心身障がいのある人の世帯、または、重度の心身障がいのある人が同居する世帯に対して、水道料金および下水道使用料の減免を行います。 ＜減免額(一月あたり)＞ 水道料金　　基本料金（1,000 円）から 275 円（税抜）を減免 下水道使用料　基本料金（1,230 円）から 277 円（税抜）を減免
■対象	①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	初回手続き不要です。 ※転居、死亡など、世帯状況等に変更があった際には担当までご連絡ください。 ※転居などにより減免が行われていない場合は、担当までご連絡ください。

（１３）し尿処理手数料の減免

【担当】室蘭市役所 環境課　TEL 22-1481

■内容	下水道処理区域外にお住まいの重度心身障がいのある人の世帯、または重度の心身障がいのある人が同居する世帯に対して、年間のくみ取り実績などに基づき算出した額を減免します。
■対象	下水道処理区域外にお住まいで、下記項目のいずれかに該当するものがいる世帯 ①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	減免対象世帯へは年度末に減免額をお知らせします。 （新規対象者の人には、別途減免手続きのご案内をします。） ※転居などにより減免が行われていない人は、担当までお問い合わせください。

（１４）室蘭市指定ごみ袋の配布

【担当】室蘭市役所 環境課　TEL 22-1481

■内容	身体障がいのある人や重度心身障がいのある人がいる世帯に対して、室蘭市指定ごみ袋を配布します。 年１回、６月頃に対象者のいる世帯に郵送します。 新たに対象となった人には、認定月に応じてその都度郵送します。
■対象	①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	初回手続き不要です。 ※転居、死亡など、世帯状況等に変更があった際には担当までご連絡ください。 ※転居などによりごみ袋が送られてこない場合は、担当までお問い合わせください。

（１５）地域活動支援センターなどの通所交通費助成

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	精神障がいのある人が、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所へ通所している場合、通所にかかる交通費の一部を助成します。

（１６）市施設利用料の免除

【担当】各担当課または各施設へ

■内容	障がいのある人が個人的に下記の市施設を使用する場合の利用料を免除しています。
■対象	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人およびこれらに準ずると認められる人 ② ①の介助者
■手続き	施設の受付に、障害者手帳を提出してください。

【対象施設】

施設名	所在地	TEL	FAX	担当課
室蘭民報みんなの水族館 （市立室蘭水族館）	室蘭市祝津町 3-3-12	27-1638	27-1639	観光課 TEL 25-3320
室蘭市サンライフ	室蘭市港北町 1-6-2	55-3040	55-3041	生涯学習課 （社会教育） TEL 22-5075
DENZAI 環境科学館 （室蘭市環境科学館）	室蘭市本町 2-2-1	22-1058	22-1059	生涯学習課（文化） TEL 22-5094
日鋼室蘭スポーツパーク （入江運動公園陸上競技場）	室蘭市入江町 1-28	24-3443	84-1221	生涯学習課 （スポーツ） TEL 22-1112
TETSUGEN 温水プール （入江運動公園温水プール）	室蘭市入江町 1-62	22-2466	22-2467	
㊐栗林商会アリーナ （入江運動公園総合体育館）	室蘭市入江町 1-62	84-6270	84-6271	
新和産業アイスアリーナ室蘭 （中島スポーツセンター）	室蘭市中島本町 1-9-18	45-0800	45-0005	
高砂テニスコート ※令和 6 年 3 月 31 日廃止予定	室蘭市高砂町 5-14, 23, 27	84-6270	84-6271	
白鳥大橋パークゴルフ場	室蘭市祝津町 4-16-22, 23	27-5266		
Ｂ＆Ｇ海洋センター	室蘭市絵鞆町 4-2-25	26-2082	26-2083	
だんパラスキー場	室蘭市香川町 224-1	43-5600	43-5695	
中島公園野球場 （武道場・ウエイトトレーニング室）	室蘭市宮の森町 4-1	84-6270	84-6271	
室蘭岳山麓総合公園	室蘭市神代町 143-3	44-6055	44-6065	土木課 TEL 25-2574